

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止 推進キャンペーン」の期間です！

～虐待のない社会を目指して～

児童虐待とは

身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、
投げ落とす、激しく
揺さぶる など



ネグレクト
家に閉じ込める、食事を与えない、不潔、放置する など



性的虐待
こどもへの性的行為、
性的行為を見せる
など



心理的虐待
言葉による脅し、
無視、きょうだい間差別、面前DVなど



虐待を受けて
いるかも・・・



子育てに悩んで
いる人がいる・・・



発見したとき、
相談につなげたいとき、
御連絡ください

こども家庭課 家庭児童相談担当
内線： 34-6965

